

秋田県水源森林地域の指定に関する基本指針

秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年秋田県条例第61号）第9条の規定に基づく水源森林地域の指定に関する基本的な指針として、「秋田県水源森林地域の指定に関する基本指針」を次のとおり定める。

1 水源森林地域の対象

県は、森林法（昭和26年法律第249条）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林のうち、水源の^{かん}涵養機能の維持増進を図る必要がある地域を、水源森林地域として指定する。

なお、条例第10条第2項及び同施行規則第7条の規定に基づき土地売買等の届出の適用除外となる公有林、公社所有林等の場合であっても、水源の涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある森林の地域として指定の対象とする。

2 水源森林地域の指定

水源森林地域は、水源かん養保安林、市町村森林整備計画において水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共の用に利用するため取水している地点の周辺の森林等について、条例第9条第2項に基づく市町村長からの意見を踏まえつつ指定することとし、具体的な指定の考え方は次のとおりとする。なお、指定する地域は地域森林計画の対象となっている森林であり、尾根、谷等の天然地形を基本に区画される林班を単位とした指定を原則とする。

(1) 水源かん養保安林及び干害防備保安林

森林法第25条の規定により指定された水源かん養保安林及び干害防備保安林を水源森林地域に指定する。当該保安林が一部に含まれる林班については、保安林以外も含めて林班単位で指定する。なお、水源森林地域指定後の水源かん養保安林等の指定・解除の状況に応じ、適宜、水源森林地域指定の変更（追加指定・解除）を行う。

(2) ダム上流の森林

山間地におけるダム上流部の集水区域の森林を含む林班を水源森林地域に指定する。（別表「県内の河川管理者が管理するダム一覧」参照）

(3) 水源涵養機能維持増進森林

市町村森林整備計画で水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として「水源涵養機能維持増進森林」にゾーニングされた森林について、水源森林地域に指定する。

(4) 公共の用に供する生活用水源上流の森林

山間地における公共の用に供する生活用水源（上水道事業および簡易水道事業を原則とする。）の取水地点及び取水区域の上流部について、尾根などの地形上明らかな集水区域を含む林班を、水源森林地域に指定する。

(5) 公共の用に供する地下水源周辺の森林

公共の用に供する地下水源の取水地点から一定距離（概ね1キロメートルを目安とする。）の範囲が含まれる林班を、水源森林地域に指定する。ただし、過

去の調査等により地下水採取による取水地点の地下水の水位に影響を与える範囲が明確であれば、当該範囲を含む林班を指定する。

(6) 市町村から指定の要望があった森林

市町村から条例第9条第2項の意見として要望が出された(1)～(5)以外の地域について、その地域内の森林を水源森林地域に指定する。具体的には、市町村が管理するため池や貯水池周辺部の森林や、過去に渇水などにより水不足の被害に見舞われた地域の森林など、市町村の実情に合わせて指定が望ましい地域を対象とする。

3 その他

水源森林地域は、「水源森林地域指定図」で示す。

附 則

この基本指針は平成26年5月15日から施行する。

別表：県内の河川管理者が管理するダム一覧

区分	地域(市町村)	ダム名	利用目的
(県が管理) 生活用水等 を供給する ダム	湯沢市	皆瀬	かんがい、洪水調整、発電など
	藤里町	素波里	かんがい、洪水調整、発電
	大館市	山瀬	上水道、工業用水、洪水調整、発電など
	八峰町	水沢	かんがい、洪水調整
	大仙市	協和	上水道、洪水調整など
	横手市	大松川	上水道、かんがい、洪水調整、発電など
	由利本荘市	大内	上水道、洪水調整など
	小坂町	砂小沢	上水道、洪水調整など
(県が管理) その他のダム	仙北市	鎧畑	洪水調整、発電
	北秋田市	森吉	洪水調整、発電
	上小阿仁村	萩形	洪水調整、発電など
	秋田市	旭川	洪水調整
	大館市	早口	洪水調整、発電(民有林なし)
	秋田市	岩見	洪水調整、発電など(民有林なし)
	湯沢市	板戸	発電など
(国が管理)	仙北市	玉川	上水道、工業用水、洪水調整、発電など
	北秋田市	森吉山	上水道、工業用水、洪水調整、発電など
	東成瀬村	成瀬	上水道、かんがい、洪水調整、発電など
	由利本荘市	鳥海	上水道、かんがい、洪水調整など
県全体ダム数19(内建設中2)			

※利用目的に“など”がある場合は、流水の正常な機能の維持が追加される

※成瀬ダム、鳥海ダムは建設中